

エアクリナー・エレメント交換促進助成金交付要綱

【緊急対策】

社団法人 山口県トラック協会
平成21年3月24日制定
平成22年3月24日改正
平成23年3月24日改正

(事業趣旨)

第1条 社団法人山口県トラック協会（以下「本会」という。）は、環境対策の一環として大気汚染の抑制、燃費の向上によるCO₂削減を図るため、エアクリナー・エレメントを交換した事業者に対して助成金を交付することとし、もって、金融危機に伴う景気悪化に対する緊急対策の一環として、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「事業者」とは、本会の会員であって、エアクリナー・エレメントを交換したトラック運送事業者をいう。

(助成対象)

第3条 事業者の保有する山口県登録車両1台につき年1回を限度に助成する。

(助成期間)

第4条 平成23年4月1日から平成24年2月末日の間に導入し、支払いが完了したものとする。ただし、助成期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点までとする。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、交換台数1台につき2千円を助成する。

(実績報告及び助成金の請求)

第6条 事業者は、エアクリナー・エレメントを交換した場合は、半期ごとにとりまとめ、様式1の「エアクリナー・エレメント交換促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を本会に提出しなければならない。

2 前項の実績報告に必要な添付書類は別に定める。

(実績報告書の提出期限等)

第7条 前条の実績報告書の提出期限は、当該年度2月末日までとする。

(助成金の交付)

第8条 本会は、前条の実績報告書（助成金交付請求書）の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、事業者に対して助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、本会が別に定める。

(附 則)

第1条 本要綱は、平成21年4月1日より施行する。

第2条 本要綱は、平成22年4月1日より適用する。

第3条 本要綱は、平成23年4月1日より適用する。